

資料7

北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ (いわゆる「成果文書」)(仮訳)(抄)

採択 2000年(平成12年)6月(国連特別総会「女性2000年会議 21世紀に向けての男女平等 開発 平和」)

第1章 前文

1. 今回の特別総会に参集した各国政府は、1995年の第4回世界女性会議で採択された北京宣言及び行動綱領(同会議の報告書に記載されている)に掲げられた目標及び目的に対するコミットメント(関与)を再確認した。北京宣言及び行動綱領は、男女平等、開発、平和を目標に掲げ、女性のエンパワーメントに向けた課題を定めている。各国政府は、行動綱領の実施状況の検討と評価を行い、実施に当たって直面した障害及び現在の課題の特定を行った。各国政府は、行動綱領に掲げられた目標やコミットメント(関与)は十分な実施・達成には至っていないことを認識し、その実施速度を上げ、男女平等、開発、平和というコミットメント(誓約)を完全に実現するため、地方、国内、域内、国際レベルで更なる行動とイニシアティブを進めることに合意した。
2. 北京行動綱領には、女性の地位向上とエンパワーメントを達成するために優先的に取り組むべき12の重大問題領域が明記された。婦人の地位委員会は、この12の各重大問題領域の実施状況を検討し、その達成の速度を上げるため、1996年以来合意結論や勧告を採択してきた。行動綱領は、こうした合意結論や勧告とともに、21世紀における男女平等、開発、平和の達成に向けた更なる前進を目指した取組の基礎となるものである。
3. 行動綱領の目的はあらゆる女性のエンパワーメントにあり、それはまた国際連合憲章及び国際法の目的や原則に全面的に合致するものである。女性のエンパワーメントのためには、あらゆる女性のあらゆる人権及び基本的自由の完全な実現が不可欠である。国、地域の特異性及び種々の歴史的、文化的及び宗教的背景の重要性は考慮されなければならないが、あらゆる人権及び基本的自由の保護・促進は、その政治的、経済的及び文化的制度の如何を問わず、国家の義務である。あらゆる人権及び基本的自由に従い、国内法並びに戦略、政策、事業及び優先開発事項の策定等を通じての、行動綱領の実施は、各々の国家の至上の責任であり、個人及びその属する地域社会の様々な宗教的、倫理的価値観、文化的背景及び哲学的信念の重要性並びにそれらの全面的な尊重は、女性の人権の完全な享受及び、平等、開発、平和の達成に資するものでなければならない。
4. 行動綱領では、世界中の男女平等という共通の目標に向けて男性と共に連携して働くことによるのみ取り組むことができる共通の関心事を女性は分かち持っていることが強調されている。行動綱領は女性の状況及び条件の多様性を全面的に尊重し評価するとともに、そのエンパワーメントを阻む特別の障害に直面している女性たちもいるという認識を表明している。
5. 行動綱領は、女性が人種、年齢、言語、民族、文化、宗教又は障害といった要因のため、また先住民女性その他の立場のために、完全な平等及び地位向上を阻む障害に直面していることへの認識を示している。多くの女性が、特にひとり親などのような家庭状況、また、農村地域、孤立した地域若しくは貧困地域における生活状態を含む自らの社会経済的地位に関連した特別の障害に遭遇している。難民女性、国内避難民女性を含むその他の避難民女性並びに移民女性及び移住労働者を含む移民女性に対しては、更なる障害が加わる。多くの女性はまた、環境災害、重病及び感染性疾患、並びに女性に対する様々な形の暴力によって特別に影響を被っている。